



平成 28 年 6 月 28 日

自動車局技術政策課

我が国が主導してきた車両の相互承認制度が盛り込まれた 国際条約の改正案が国連において合意 ～安心・安全な車の国際的な普及を目指して～

国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画しています。今般、国連欧州本部（ジュネーブ）にて6月21日に開催されたWP29第169回会合において、日本が主導して実現を目指してきた新たな相互承認制度（IWVTA）等を盛り込んだ国際条約（1958年協定）の改正案が全会一致で合意されました。

1958年協定の今回の改正は、我が国の提案によって始まり、その後も議長として議論を主導してきたものです。本改正の合意によって、国際的な装置単位の型式認証の相互承認制度に加えて車両全体の型式認証の相互承認制度（IWVTA）が創設されることとなり、その実施により自動車の安全・環境性能の向上や我が国自動車メーカーの輸出競争力の強化等が図られることが期待されます。また、改正協定の成立に併せ、次回11月のWP29でIWVTAの実施に必要な手続き規則の最終案の提出を行い、2018年1月のIWVTAの創設を目指し、最終作業に入ります。

このほか、本会合において、自動車の自動運転についても、日本が専門分科会で議長としてとりまとめを行った自動運転に関するサイバーセキュリティを確保するためのガイドラインについても大筋合意され、次回11月投票・成立する見通しとなりました。

- （別紙1）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の概要
- （別紙2）国際的な車両全体の型式認証の相互承認制度（IWVTA）の概要
- （別紙3）1958年協定の改正案の概要
- （別紙4）自動車の自動運転に関するサイバーセキュリティガイドライン案の概要

【お問い合わせ先】 自動車局 技術政策課 猪股・今村
代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639